

債務保証契約書第2条の2に関する事務手続（新旧対照表）

（下線部が変更箇所）

改 正 後	現 行	備 考
債務保証契約書第2条の2に関する事務手続	債務保証契約書第2条の2に関する事務手続	
平成25年4月1日制定 平成25年9月17日改正 平成29年7月31日改正 <u>令和7年1月1日改正</u> この手続は、『「農業信用保証保険制度の適正な運営について」の一部改正について』（平成20年11月20日付け20経営第4800号農林水産省経営局金融調整課長通知）の通知に基づき、農業信用保証保険制度の適切な運営を確保するため、農業協同組合以外の融資機関（岩手県信用農業協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会、農林中央金庫を除く。以下、「銀行等」という。）の融資について、当協会が債務保証を行う場合の融資機関の保証利用額に応じた負担を定めた債務保証契約書第2条の2に関する事務の取扱い並びに債務保証の利用者である農業者等被保証者の負担に関する事務の取扱いについて定める。 第1 （略） 第2 <u>会員資格確認及び</u>会員加入 1 銀行等は、協会の保証を受けて資金の借入をしようとする農業者等（<u>以下、「農業者等」という。</u>）が協会の会員<u>又は当協会の会員である農業協同組合の組合員</u>であることを確認するものとする。 <u>2 農業者等が農業協同組合の組合員である場合は、次のいずれかの書面の提出を受けて確認するものとする。</u> <u>(1)出資証券</u> <u>(2)出資残高証明書</u> <u>(3)出資配当金通知書</u> <u>(4)その他組合員であることを証する書面</u> <u>3 農業者等が当協会の会員又は当協会の会員である農業同組合の組合員のいずれにも該当しない場合は、協会の会員に加入するため1口（1万円）以上の出資をするものとする。</u> <u>4 農業者等が会員に加入しようとするときは、銀行等を経由して次により会員加入申込書を提出するものとする。</u> (1) (2) （略） <u>5 協会</u>は、加入申込を承諾したときは、その旨を銀行等を経由して農業者等に通知する。 <u>6 加入承諾を受けた農業者等は、協会が定める方法により、出資口数に相当する出資について、銀行等が協会の保証を受けて貸付を行うまでに現金をもって全額を払い込むものとする。</u>	平成25年4月1日制定 平成25年9月17日改正 平成29年7月31日改正 この手続は、『「農業信用保証保険制度の適正な運営について」の一部改正について』（平成20年11月20日付け20経営第4800号農林水産省経営局金融調整課長通知）の通知に基づき、農業信用保証保険制度の適切な運営を確保するため、農業協同組合以外の融資機関（岩手県信用農業協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会、農林中央金庫を除く。以下、「銀行等」という。）の融資について、当協会が債務保証を行う場合の融資機関の保証利用額に応じた負担を定めた債務保証契約書第2条の2に関する事務の取扱い並びに債務保証の利用者である農業者等被保証者の負担に関する事務の取扱いについて定める。 第1 （略） 第2 <u>(追加)</u> 会員加入 1 銀行等は、協会の保証を受けて資金の借入をしようとする農業者等 <u>(追加)</u> が協会の会員 <u>(追加)</u> であることを確認するものとする。 <u>(追加)</u> <u>2 銀行等から協会の保証を受けて資金の借入をしようとする（削除）農業者等（追加）（農業協同組合の組合員である場合を除く。）（削除）</u>は、協会の会員に加入するため1口（1万円）以上の出資をするものとする。 <u>3 協会の会員資格を有する（削除）</u>農業者等が会員に加入しようとするときは、銀行等を経由して次により会員加入申込書を提出するものとする。 (1) (2) （略） <u>4 協会</u>は、加入申込を承諾したときは、その旨を銀行等を経由して農業者等に通知する。 <u>5 加入承諾を受けた農業者等は、協会が定める方法により、出資口数に相当する出資について、銀行等が協会の保証を受けて貸付を行うまでに現金をもって全額を払い込むものとする。</u>	銀行等を利用する農業者等が、本会の会員たる農業協同組合の組合員である場合、本会への出資を要しない旨及び、組合員であることの確認方法を明記

改 正 後	現 行	備 考
<u>7</u> 協会は、出資を払い込んだ農業者等に銀行等を経由して出資金の額等を記載した出資証券を交付する。 <u>8</u> 協会は、総会の会日の2週間前から総会が終了するまでの間は、死亡した会員の相続人が当協会の会員になる場合を除き、加入の承諾をすることはできない。 第3 農業信用保証保険制度の適正な運営 (略) 以 上	<u>6</u> 協会は、出資を払い込んだ農業者等に銀行等を経由して出資金の額等を記載した出資証券を交付する。 <u>7</u> 協会は、総会の会日の2週間前から総会が終了するまでの間は、死亡した会員の相続人が当協会の会員になる場合を除き、加入の承諾をすることはできない。 第3 農業信用保証保険制度の適正な運営 (略) 以 上	

債務保証契約書第2条の2に関する事務手続（新旧対照表）

（下線部が変更箇所）

改 正 後	現 行	備考
岩手県農業信用基金協会の債務保証を初めて 利用する会員及び融資機関の皆様へのご案内 1 初めて当協会の債務保証を利用する場合の留意点 （１）農業者等の方々の留意点 ① 経営計画・返済計画の確認 （略） <u>② 会員又は農業協同組合の組合員であることの確認</u> <u>当協会の債務保証を利用する場合、当協会の会員又は農業協同組合の組合員である必要があります。</u> <u>ア 当協会の会員である場合</u> <u>当協会の発行した出資証券をご確認ください。</u> <u>イ 農業協同組合の組合員である場合</u> <u>出資証券や出資残高証明書、その他組合員であることを証する書面などをご提示ください。</u> <u>③ 会員又は組合員への加入</u> <u>当協会の会員又は農業協同組合の組合員でない場合は、次のいずれかに加入してください。</u> <u>ア （略）</u> <u>イ （略）</u> （２）（略） 2～5 （略） 6 会員及び融資機関の利用者負担 （１）（略） （２）利用者負担 （略） ① 当協会の会員となるための負担額 ア 1会員につき1口1万円以上の出資金の負担 <u>ただし、前記1のとおり、農業協同組合の組合員である場合は必要ありません。</u> この出資金の払戻しについては、前記5をご覧ください。 イ （略） ② 銀行・信用金庫・信用協同組合等の負担額 （略） 以 上	岩手県農業信用基金協会の債務保証を初めて 利用する会員及び融資機関の皆様へのご案内 1 初めて当協会の債務保証を利用する場合の留意点 （１）農業者等の方々の留意点 ① 経営計画・返済計画の確認 （略） <u>（追加）</u> <u>② 会員又は組合員への加入</u> <u>当協会の債務保証を利用する場合、（削除）（追加）次のいずれかに加入してください。</u> <u>ア （略）</u> <u>イ （略）</u> （２）（略） 2～5 （略） 6 会員及び融資機関の利用者負担 （１）（略） （２）利用者負担 （略） ① <u>当協会の被保証者が（削除）</u>当協会の会員となるための負担額 ア 1会員につき1口1万円以上 <u>1口1万円以下（削除）（追加）</u>の出資金の負担 <u>（追加）</u> この出資金の払戻しについては、前記5をご覧ください。 イ （略） ② 銀行・信用金庫・信用協同組合等の負担額 （略） 以 上	銀行等を利用する農業者等が、本会の会員たる農業協同組合の組合員である場合、本会への出資を要しない旨及び、組合員であることの確認方法を明記